

様式第1

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

広島市長 様

申請者

住所

氏名

私は、 _____ が、 年 月 日、
 _____ (注1) の申立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に
対する売掛金の回収が困難となったため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小
企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1	_____ に対する売掛金 _____ 円
	うち回収困難な額 _____ 円
2	同事業者に対する取引依存度 _____ % (A/B)
	A 年 月 日 から 年 月 日 までの 同事業者に対する取引額等 _____ 円
	B 上記期間中の全取引額等 _____ 円

(注1) 「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

(注2) 上記1、2のいずれかを記載のこと。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

広産産第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

認定者名 広島市長

印

中小企業信用保険法第2条第5項第1号認定要件及び必要書類について

【認定要件】

次のいずれかに該当すること。

- (1) 国の指定する再生手続開始申立等事業者に対して50万円以上の売掛金債権（役務の提供による営業収入で未収のものを含む。）、又は、前渡金返還請求権を有していること。
- (2) 国の指定する再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権、又は、前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

【提出書類】

1 必要書類

認定申請書 2部

※ 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は本店の所在地を、記載してください。

2 添付書類等

<個人事業者>

(1) 直近の確定申告書の写し（事業所の所在地の記載があるもの※）、又は許認可の必要な業種の場合で許認可証に事業所の所在地の記載のあるもの等の事業所の所在地が確認できるもの

※ 事業所の所在地の記載があれば、申告書第一表、青色申告決算書又は収支内訳書のいずれでも可

(2) 再生手続開始申立等事業者に対する売掛金債権又は前渡金返還請求権のわかるもの（手形の写し、請求書の控え等）

<法人>

(1) 現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3か月以内）・・・1通

(2) 再生手続開始申立等事業者に対する売掛金債権又は前渡金返還請求権のわかるもの（手形の写し、請求書の控え等）

【留意事項】

- 1 この認定とは別に、金融機関、広島県信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状（代理申請者の氏名を明記したもので様式は任意）が必要です。

【申請・問い合わせ先】

(公財)広島市産業振興センター 中小企業支援センター

〒733-0834

広島市西区草津新町一丁目21番35号 広島ミクシス・ビル

TEL 082-278-8032 FAX 082-278-8570

【問い合わせ先】

広島市役所 経済観光局 産業振興部 産業立地推進課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2241 FAX 082-504-2259